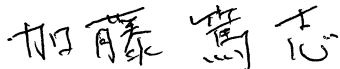


有価証券報告書の適正性に関する確認書

平成 30 年 4 月 26 日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

本店所在地	東京都港区二丁目 5 番 1 号 愛宕グリーンヒルズ MORI タワー 18 階
不動産投資信託証券発行者名	スターアジア不動産投資法人 (コード：3468)
代表者の役職・氏名 (署 名)	執行役員 加藤 篤志 

本投資法人の執行役員である加藤篤志は、本投資法人の平成 29 年 8 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日までの第 4 期計算期間の有価証券報告書の提出時点において、当該有価証券報告書に不実の記載がないものと認識しております。私が不実の記載がないと認識するに至った理由は、下記のとおりです。

記

1. 本投資法人のしくみについて

本投資法人は投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人です。本投資法人は、資産の運用に係る業務等をスターアジア投資顧問株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）に、資産の保管に係る業務、投資主名簿等管理事務並びに機関運営、計算、会計帳簿の作成等に関する一般事務を三井住友信託銀行株式会社（以下「一般事務受託者」といいます。）に委託しております。また、本投資法人の会計監査人は新日本有限責任監査法人です。

なお、私は、本投資法人の執行役員と資産運用会社の代表取締役を兼職しております。

2. 有価証券報告書の作成プロセス

有価証券報告書は一般事務受託者から提出される会計帳簿を基に、資産運用会社の関係各部署が把握している重要な情報を勘案した上で、原案を作成しております。当該原案については、必要に応じて法律事務所による助言を受けるとともに、会計監査人による監査を受けて作成しております。なお、作成された有価証券報告書は、最終的に本投資法人の役員会で承認を得て提出しております。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- (1) 一般事務受託者より適切に作成、提出された会計帳簿に基づき、資産運用会社にて本投資法人の経理規程等に沿った合理的なものであることを確認した上で、当該有価証券報告書が作成されていることを確認していること。
- (2) 有価証券報告書の作成にあたっては、投信法、投資法人の計算に関する規則、金融商品取引法等の関係法令に関して、本投資法人の法律顧問であるアンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言を受けていること。
- (3) 本投資法人の会計監査人である新日本有限責任監査法人より、平成 30 年 4 月 26 日に金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項に規定される適正意見を付した監査証明を受領していること。
- (4) 有価証券報告書を適正に作成するため、本投資法人に関する重要な事項については、適宜、資産運用会社から本投資法人役員会に報告を受けるとともに、当該報告内容と当該有価証券報告

書に記載されている事項に相違がないことを確認していること。

- (5) 本投資法人及び資産運用会社において、本投資法人の業務運営が十分に実施されるための内部管理体制が適切に構築・維持されていること及びその有効性について確認していること。

以 上